

飯塚市心身障がい者扶養共済制度掛金補助要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第25号

改正 R3-369

(趣旨)

第1条 この告示は、福岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年福岡県条例第21号)に基づく心身障がい者扶養共済制度(以下「共済制度」という。)の加入者に対し、掛金の全部又は一部を補助し、加入者及び心身障がい児・者の福祉の増進を図るため、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助率)

第2条 共済制度の加入被保険者のうち、掛金の納付が困難と思われる者に対し、別表の区分により補助する。ただし、掛金の1口についての補助とし、口数追加分について補助は行わないものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする者は、心身障がい者扶養共済制度掛金補助金交付申請書(別記様式)に掛金の領収証を添付して市長に申請しなければならない。

(R3-369一改)

2 補助金の交付申請は、当該年度分の掛金に係る分を毎年3月15日までに一括して申請しなければならない。

(補助金交付の決定及び補助金の支出)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、補助の適否を決定する。

(R3-369一改)

2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、予算の範囲内で補助金を交付する。

(R3-369一改)

(補助金の返還)

第5条 補助金の交付申請について虚偽の申請又はその他不正な行為により補助金の交付を受けていたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(R3-369一改)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市心身障害者扶養共済制度掛金補助規程(昭和45年飯塚市訓令第11号)、穂波町心身障害者扶養共済制度掛金補助要綱(昭和45年穂波町告示)又は穎田町心身障害者扶養共済制度掛金補助要綱(昭和45年穎田町告示第60号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和3年12月17日 告示第369号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

困難の程度	補助率
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	掛金の10分の10に相当する額
(2) 当該年度分の市民税非課税世帯	掛金の10分の5に相当する額
(3) 当該年度分の市民税が均等割のみ課税されている世帯	掛金の10分の3に相当する額
(4) 震災、風水害、火災その他の災害により生計の維持が困難となった世帯((1)の世帯と同程度又はそれ以上生活困難と認められるもの)	掛金の10分の10に相当する額 (適用期間は、12箇月を限度とする。)

備考 当該年度分の市民税が未決定のときは、前年度分の市民税で決定するものとする。

別記様式(第3条関係)

心身障がい者扶養共済制度掛金補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

住所
申請者
氏名

次のとおり補助金の交付を申請します。

区分	被保険者	障がい者
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
掛金の額	補助率	補助額
円		円
困難の程度	(1) (2) (3) (4)	

備考 困難の程度は、記入しないでください。